

各種運用の見直し等について

【審議・報告】

2026年3月10日

経済産業省 産業保安・安全グループ ガス安全室

目次

- 1. 定期消費設備調査の見直し【審議】**
- 2. 電磁的周知の方法【報告】**
- 3. 業務主任者の代理者の兼務【審議】**
- 4. 液化石油ガス設備士免状等のプラスチックカード化【報告】**
- 5. 令和6年能登半島地震を踏まえたLPガス災害対策マニュアルの改訂について【報告】**

目次

- 1. 定期消費設備調査の見直し【審議】**
2. 電磁的周知の方法【報告】
3. 業務主任者の代理者の兼務【審議】
4. 液化石油ガス設備士免状等のプラスチックカード化【報告】
5. 令和6年能登半島地震を踏まえたLPガス災害対策マニュアルの改訂について【報告】

定期消費設備調査の見直し

- 液石法では、消費配管、LPガス器具や給排気設備等の調査や漏えい試験等を、原則4年に1回以上実施する定期消費設備調査として義務づけている。一方、都市ガスを対象とするガス事業法においては、これら調査項目のうち、例えば消費機器の入口圧力測定については、法令上の義務として規定されていない。
- 近年、マイコンメーター等の保安機器の高度化やLPWA等を活用した遠隔監視等、保安確保に資する新技術が蓄積されつつある。こうした技術的進展や集中監視システムの普及状況を踏まえつつ、予防保安の目的に合致する範囲で、消費機器の入口圧力測定等について、調査項目の見直しを検討することとしてはどうか。

検討論点①：調査項目の比較

(例) 消費機器の入口圧力測定

	都市ガス（ガス事業法）	LPガス（液石法）
供給方法	埋設導管を通じて供給	LPガスが入ったボンベを事業者が配送して個別に供給
圧力管理	特定製造所で常時監視 供給圧力は約款で保証	圧力確認は定期消費設備調査で測定 消費機器の入口圧力は個別設備に依存

⇒都市ガスは供給側で圧力を常時監視するとともに、技術基準により導管の気密性を確認しているため、宅内で入口圧力を測る必要がないが、LPガスは実態として圧力確認を法令で定める方法を適用している例が少ないため、定期消費設備調査で燃焼器入口圧力を測定する義務が課されている。

検討論点②：予防保安という目的

【定期調査の目的は「事故の芽を摘む予防保安」】

保安機器（マイコンメーター等）等

異常が「発生した後」に事故へ進まないようにする被害軽減
⇒保安機器による代替点検は一部（漏えい試験）に限られ、代替が認められていない点検も存在



定期消費設備調査

異常が「発生する前」に設備の劣化・不備を見つける予防保全
⇒事故の原因そのものを事前に除去する仕組み

保安機器の高度化や遠隔監視技術の普及により、調査項目の一部については合理化の余地が生じている可能性があるのではないか。したがって、予防保安の目的に合致する範囲で、技術進展に応じた調査項目の見直しを検討してはどうか。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 参照条文

(消費設備の調査の方法)

第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同表下欄に掲げる回数で調査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上調査を行うものとする。

(略)

(消費設備の技術上の基準)

第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イ 配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。

ト ガスメーターと燃焼器の間の配管その他の設備は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。

(1) 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下

(2) (1)以外のものにあつては、使用する燃焼器に適合した圧力

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について 参照条文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法

1. (略)
2. 燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法は、次の基準によるものとする。(圧力検知装置を用いる場合を除く。)
 - (1) 1. (1) ①及び②に掲げる器具又は設備を使用すること。
 - (2) 圧力の確認は、次の順序及び方法により行うこと。
 - ① 交換前の容器(容器内の残液量が法令に定める最大充てん質量の30%以下になっている比較的圧力の低いものとする。)が接続されている状態又は使用中の容器と調整器との間に減圧弁を接続し、圧力を0.07MPaに減圧した状態で燃焼器に近接した配管部分に専用継手管又はゴム管及び継手金具類を使用して分岐管を設け、圧力測定器具を取り付ける。
 - ② すべての燃焼器のガス栓を閉じた状態で容器のバルブを開き、燃焼器のガス栓まで液化石油ガスの圧力を加え、ガス漏れのないことを圧力測定器具及び石けん水等を使用して確認する。
 - ③ ①の燃焼器に点火し、そのガス栓を全開した後、圧力測定器具の指示圧力を測定し、次の基準に適合することを確認する。
 - (i) 当該燃焼器が生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、2.0kPa以上3.3kPa以下の圧力であること。
 - (ii) 当該燃焼器が生活の用以外の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、当該燃焼器に適応した圧力であり、かつ、燃焼状態が良好であること。
3. 圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。

(略)

目次

1. 定期消費設備調査の見直し【審議】
- 2. 電磁的周知の方法【報告】**
3. 業務主任者の代理者の兼務【審議】
4. 液化石油ガス設備士免状等のプラスチックカード化【報告】
5. 令和6年能登半島地震を踏まえたLPガス災害対策マニュアルの改訂について【報告】

電磁的周知の方法（現状及び問題点について）

- 保安周知は液石法第27条第1項で定める保安業務の一つであり、紙媒体の配布による周知のほか、一般消費者等の承諾を得た場合に限り、以下の3類型での電磁的方法を用いた周知を行うことができることとしている。
- 消費者も安全意識が高まり、より詳細な情報提供や説明を求めていることから、情報収集が容易である電磁的方法を用いた周知を活用するケースは増えているが、当該運用の中で、LPガス事業者等が自社HPに周知文書を掲載し、本ページのQRコードのみを請求書等に貼り付ける運用が、3類型の定義に含まれるのかという問題点が存在。

液石法施行規則 第38条の3第1項 電磁的方法の例

条文の類型	内容	具体例
一号	電子メールで送信し、受信者が書面として出力できるもの	Eメール・SMS (例) 本文に周知事項そのものを記載、PDF等で周知文添付等
二号	保安機関のサーバ上のファイルを通信回線で閲覧させ、かつ受信者側PCに記録できる方法	HP掲載 + 自動DL方式
三号	CD-ROM等の記録媒体を交付	CD-R等の交付

【問題点】
QRコードのみを請求書等に貼り付けることが、3類型に含まれるのか？

<QRコードを用いた周知>



電磁的周知の方法（運用基準について）

- QRコード方式は、実質的に施行規則38条の3第1項第2号の「事業者サーバーに記録された周知事項を電気通信回線を通じて閲覧させる方法」と機能的には完全に一致しており、違いはアクセス方法だけであると言える。
- QRコード方式は中小事業者でも導入しやすく、周知の実効性を高める点で制度目的（安全確保）に適合しており、LPガス事業者が自社HPに周知文書を掲載し、当該QRコードを請求書等に記載する方式を、現行の「HPによる周知」と同等の電磁的方法として認めることは合理的である。
- 他方、違う論点として、QRコードのみを表示する方式については、一般消費者が当該情報を「LPガスの保安に関する重要な周知」とであると直ちに認識できないおそれがある。このため、QRコードの近傍に、当該コードが保安情報へのアクセス手段である旨を明示する等、消費者が誤認なく周知内容に到達できるよう配慮することが必要。

<QRコードの適用整理>

- 1) 周知事項は事業者サーバーに記録されている
→ LPガス事業者のHPに周知文書を掲載することで充足
- 2) 電気通信回線を通じて閲覧できる
→ QRコードは単にURLへの「アクセス手段」であり、閲覧行為そのものはHP閲覧と同一
- 3) 消費者の端末に記録できる
→ HP閲覧後、PDF保存等により容易に記録可能

⇒QRコード方式は「アクセス方法が異なるだけ」で、実質的要件は満たしている。

<QRコードを用いた周知>



<期待される効果>

- 消費者の安全意識向上と事故防止
- 中小事業者の負担軽減とデジタル化促進
- 実態に即した効率的な周知の実現

目次

1. 定期消費設備調査の見直し【審議】
2. 電磁的周知の方法【報告】
- 3. 業務主任者の代理者の兼務【審議】**
4. 液化石油ガス設備士免状等のプラスチックカード化【報告】
5. 令和6年能登半島地震を踏まえたLPガス災害対策マニュアルの改訂について【報告】

液化石油ガス業務主任者の代理者の兼務について

- 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに「業務主任者」及び「業務主任者の代理者」を選任する必要があるが、過疎地域において、各販売所に業務主任者及び代理者を選任することは、人手不足の観点から非常に厳しい状況となっているとの声が挙がっている。
- 業務主任者については一定の条件で兼務を認めると法令で規定されているが、業務主任者の代理者の兼務については、法令での規定がない。なお、逐条解説において、「二以上の販売所を有する販売事業者の場合、それらにおかれている業務主任者の代理者を一つの販売所においてまとめて選任しておくことはできない」との解釈が示されている。
- 業務主任者と同等の条件を満たす場合には兼務を可能としつつ、代行可能な範囲で、業務主任者よりも緩やかな条件による兼務を認める方向で、検討してはどうか。

(甲) LPガス株式会社

A販売所

B販売所



<兼務可能な条件>

- ・当該販売所が相互に六十分以内に到達できる範囲にあること。
- ・当該販売所の一般消費者等の数を合計した数が千未満であること。

<業務主任者Aさん>

<業務主任者Aさん>



<業務主任者の代理者Bさん>

<業務主任者の代理者Cさん>

人手不足による環境変化で人員確保が困難との声も..

主任者は兼務可能だが、代理者は兼務不可という制度差が、保安業務における人員配置の硬直性を生んでいるのではないか

(乙) LPガス株式会社

A販売所

B販売所



<業務主任者Aさん>

<業務主任者Bさん>



<業務主任者の代理者Cさん>

<業務主任者の代理者Cさん>

<代理者兼務に向けた条件の検討論点(案)>

- ・業務主任者の代理者は、主任者不在時にその職務を代行するピンチヒッター的役割であり、常時の保安監督責務を負うものではない。
- ・代行中のみ主任者と同等の権限を持つという法的性質を踏まえれば、業務主任者よりも厳格な条件を課す合理性は乏しい。

⇒代行が可能な範囲において、代理者についても業務主任者より緩やかな条件で兼務を認めることは制度趣旨と整合的ではないか。

⇒業務主任者については一定の条件付で兼務が認められる

⇒業務主任者の代理者についても一定の条件付で兼務を認めてはどうか

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 参照条文

(業務主任者)

第十九条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、経済産業省令で定める基準に従つて、販売主任者免状（高圧ガス保安法第二十八条第一項の高圧ガス販売主任者免状であつて経済産業省令で定める種類のもをいう。以下同じ。）の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、液化石油ガス業務主任者（以下「業務主任者」という。）を選任し、次条第一項に規定する業務主任者の職務を行わせなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定により業務主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、業務主任者に協会又は高圧ガス保安法第三十一条第三項の指定講習機関の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けさせなければならない。

(業務主任者の職務等)

第二十条 業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し経済産業省令で定める職務を行なう。

2 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならない。

3 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(業務主任者の代理者)

第二十一条 **液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、販売主任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者又は経済産業省令で定める条件に適合する液化石油ガスの販売に関する知識経験を有する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。**

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の代理者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 第一項の代理者は、業務主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、業務主任者とみなす。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 参照条文

(業務主任者の選任等)

第二十二條 法第十九條第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その販売する一般消費者等の数が千未満の販売所にあつては一、千以上の販売所にあつては二に一般消費者等の数が千以上で二千を増すごとに一を加算した数以上の業務主任者を選任しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に適合する場合には、その販売する一般消費者等の数が千未満の販売所において選任した業務主任者を当該液化石油ガス販売事業者の他の二以内の販売所の業務主任者に選任することができる。

一 当該販売所が相互に六十分以内に到達できる範囲にあること。

二 当該販売所の一般消費者等の数を合計した数が千未満であること。

3～5 (略)

(業務主任者の職務)

第二十四條 法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第三条第二項第三号から第五号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第八条の届出がなされるよう監督すること。

二 法第十四條の書面を作成し、又はその作成を指導すること。

三 液化石油ガスの販売の方法が法第十六条第二項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

四 貯蔵施設が法第十六条第一項又は法第三十七條の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

五 供給設備が法第十六条の二第一項の基準（特定供給設備にあつては、法第三十七條の基準）に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

六 法第十八條第一項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。

七 法第二十七條第一項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。

八 法第三十六條第一項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備が、法第三十七條の二第一項の許可を受けないで変更されること及び法第三十七條の三第一項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。

九 法第三十七條の四第一項に規定する充てん設備が、法第三十七條の四第三項において準用する法第三十七條の二第一項の許可を受けないで変更されること、法第三十七條の四第四項において準用する法第三十七條の三第一項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。

十 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

(業務主任者の代理者)

第二十五條 **法第二十一条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに一人以上の業務主任者の代理者を選任しなければならない。**

2～3 (略)

目次

1. 定期消費設備調査の見直し【審議】
2. 電磁的周知の方法【報告】
3. 業務主任者の代理者の兼務【審議】
- 4. 液化石油ガス設備士免状等のプラスチックカード化【報告】**
5. 令和6年能登半島地震を踏まえたLPガス災害対策マニュアルの改訂について【報告】

液化石油ガス設備士免状等のプラスチックカード化

①概要

- 現在、紙で交付している液化石油ガス設備士免状等の免状等について、耐久性や携帯性に優れるプラスチックカードでの交付を可能とするため、免状の様式を規定している液化石油ガス法施行規則などの関係法令等の改正を行う。その上で、免状の交付業務を行っているKHK及び自治体と連携し、令和8年（2026年）夏頃を目処にプラスチックカードによる交付開始を目指す。

②具体的な内容

- 液化石油ガス法施行規則に規定する免状（液化石油ガス設備士免状、充てん作業者講習修了証）の様式をプラスチックカード用の様式（右記（液化石油ガス設備士免状の例））に改正する。
- 受験願書の写真を合格後に交付する免状の写真に使用可能とするなど液化石油ガス法施行規則を改正する予定。

③今後の予定

- パブリックコメントの実施

様式第52（第96条関係）

液化石油ガス設備士免状 (表)

免状の番号
氏 名
住 所
生 年 月 日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定により免状を交付する。
年 月 日 都道府県知事 印

講習受講記録等 (裏)

◇ 液化石油ガス設備士の心得 ◇

- 1 常に液化石油ガス使用の確保及び取引の適正化に関する法律を守り、守りに従うべき事項に努めること。
- 2 作業中は、必ず安全帯を着用すること。
- 3 安全帯を着用し、漏し、又は壊ったときは、即座に申請をすること。
- 4 本免状を他人に譲り渡し、貸与しないこと。
- 5 本免状の記載事項を偽り、虚偽を記載したりしないこと。
- 6 免状の交付を受けた日に属する年度中、講習受講記録簿に記載の講習受講回数に達しない場合は、講習受講回数不足となること。講習受講回数不足の場合、講習受講回数不足の日数相当の講習受講回数に達するまで講習受講回数不足となること。講習受講回数不足となる場合は、講習受講回数不足の日数相当の講習受講回数に達するまで講習受講回数不足となること。講習受講回数不足となる場合は、講習受講回数不足の日数相当の講習受講回数に達するまで講習受講回数不足となること。

備考 白色のプラスチック板を用いること。

(参考) 他分野の国家資格免状/資格証の現状

免状/資格証名称	カード化 時期	根拠法令	交付者	更新期限	サイズ (mm)
危険物取扱者免状	H12(2000)	消防法	都道府県知事	10年	54 x 85
消防設備士免状	H12(2000)	消防法	都道府県知事	10年	54 x 85
電気工事士免状	R4(2022)	電気工事士法	都道府県知事	無し	54 x 85.6
特定電気工事資格者認定証	R5(2023)	電気工事士法	経済産業大臣	無し	54 x 85.6
認定電気工事従事者認定証	R5(2023)	電気工事士法	経済産業大臣	無し	54 x 85.6
無線従事者免許証	H22(2010)	電波法	総務大臣/総合通信局長	無し	54 x 85
電気通信主任技術者資格証	H22(2010)	電気通信事業法	総務大臣	無し	54 x 85
工事担当者資格証	H22(2010)	電気通信事業法	総務大臣	無し	54 x 85
労働安全衛生法による免許証	H20(2008)	労働安全衛生法	都道府県労働局長	無し	54 x 85.6

参考：運転免許証のサイズは54 x 85.6 (mm)

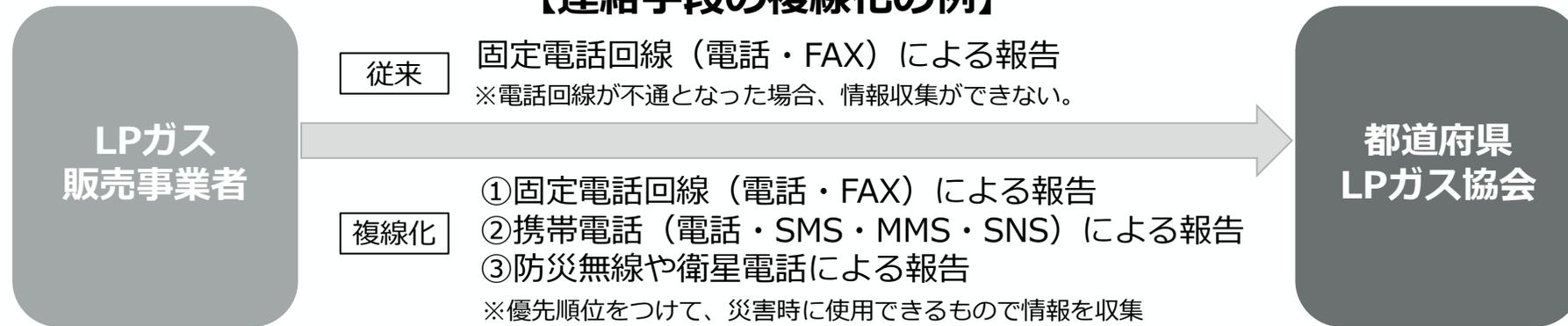
目次

1. 定期消費設備調査の見直し【審議】
2. 電磁的周知の方法【報告】
3. 業務主任者の代理者の兼務【審議】
4. 液化石油ガス設備士免状等のプラスチックカード化【報告】
5. **令和6年能登半島地震を踏まえたLPガス災害対策マニュアルの改訂について【報告】**

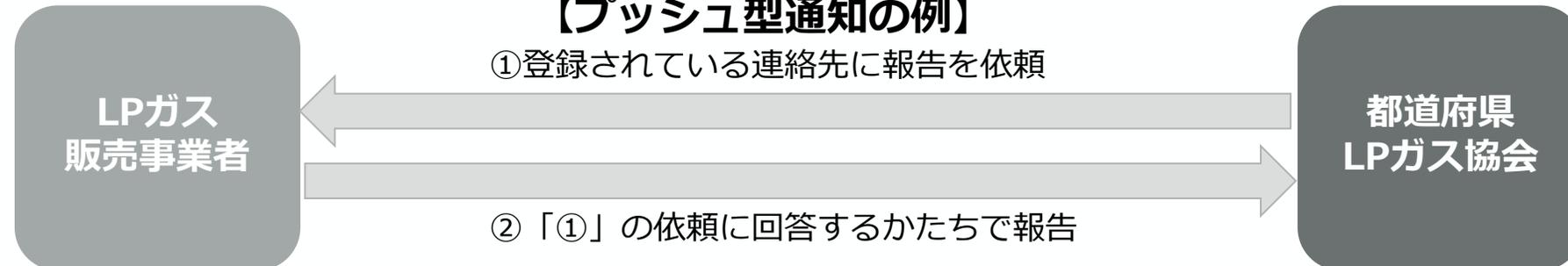
令和6年能登半島地震を踏まえたLPガス災害対策マニュアルの改訂について

- 令和6年度に開催された液化石油ガス小委員会において、令和6年能登半島地震への対応を通じて被災情報等の収集体制、LPガス販売事業者とLPガス協会や行政機関との連携等に関する課題が確認されたことを受け、「LPガス災害対策マニュアル」の改訂を検討する旨を報告。
- 令和7年度において検討を実施し、**大規模自然災害が発生した場合においても情報の収集・発信が可能となるよう、一部のLPガス協会において採用されているSNS等を活用した連絡手段の複線化やプッシュ型通知の利用**をLPガス災害対策マニュアルに例示し、これらの導入を推進することとした。

【連絡手段の複線化の例】



【プッシュ型通知の例】



<令和6年能登半島地震の被災状況>